

## ○海部地区水防事務組合例規集の整備に伴う特別措置条例

平成 21 年 4 月 10 日  
条 例 第 2 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、海部地区水防事務組合例規集の整備に伴い、現に効力を有する海部地区水防事務組合の条例(以下「既存の条例」という。)を当該既存の条例の内容及び効力に変更の生じない限度において、用字、用語等を統一した表現に整備するために必要な事項を定めるものとする。

(用字、用語等整備の措置)

第 2 条 既存の条例中に用いられている用字、用語及び送り仮名(以下「用字、用語等」という。)については、法令における漢字使用等について(昭和 56 年内閣法制局総発第 141 号)の基準により統一する。

(その他の用字、用語等整備の措置)

第 3 条 前条に定めるもののほか、既存の条例中の表記で整備を必要とするものについては、次のように措置するものとする。

- (1) 句読点の整備を行うこと。
- (2) 既存の条例中、各条文に付されている見出しは、当該条例の制定の目的及び意義に反しない範囲で、内容に即して整備すること。
- (3) 既存の条例中において、初めて引用される法令名及び条例名、規則名等(以下「引用法令等名」という。)は、当該引用法令等名の次に括弧書きで公布年及び公布番号を付すこと。

2 前項に定めるもののほか、既存の条例の用字、用語等の整備に伴い改める必要のあるものは、用字、用語等の整備に適合するものに改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。